

労働組合日本プロ野球選手会の労使交渉過程

——「プロ野球構造改革協議会」を中心に——

阿部 武尊 一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程

はじめに

労働組合日本プロ野球選手会（以下、選手会）は、日本野球機構（以下、機構）12球団に所属する日本人選手全てが会員となっている労働組合である¹⁾。制度上、日本プロ野球における労使関係は機構・球団主導であるとされてきた。加えて、野球協約上の保留選手制度によって、選手自らの意思による他球団への移籍が認められていないことから、選手は所属球団との契約交渉において非常に不利な立場であった。こうしたことから、プロ野球の存立に必要不可欠な存在であり、重要な当事者であるにもかかわらず、選手の地位は低く位置づけられており、諸権利の保障もなされてこなかった。

しかし、選手会は労使交渉によって、限定的ではあるものの、選手の地位を向上させてきた。

1985年に労組として東京都地方労働委員会に認可されて以降、選手会は諸労働条件・待遇の改善を実現し、1993年には選手会が機構・球団側に譲歩しながらではあったがフリーエージェント（FA）制度導入にこぎつけ、限定的ではあるものの移籍の自由を獲得したことによって、選手・球団間の対等な立場での契約交渉の土台を築いた²⁾。

1993年以降においても、選手会は諸労働条件・待遇の改善に継続して取り組み、また、1999年以降は新たな活動として、シンポジウムの開催、公式ホームページの開設、野球雑誌への記事の連載、プロ・アマ関係の改善のための取り組み等を通して、球界構造改革のための活動も並行して行ってきた。他方、公式戦試合数の増加など、機構側によって一方的に労働条件を改悪される事例も存在

する³⁾。2004年の球界再編問題はその最たるものであったが、選手会は、球団合併差し止めの仮処分申請、労組としての法的地位を根拠とした団体交渉、そして日本プロ野球史上初のストライキ等を行った。その結果、球団合併は阻止できなかったものの12球団制を維持することができ、球団数の削減による選手の解雇等は免れた。その上、選手会は新設された「プロ野球構造改革協議会」（以下、構造改革協議会）において、球界の諸問題について機構側と協議できる場を得たのであった⁴⁾。

2004年のストライキによって、単なる選手の労働条件・待遇にとどまらない議論ができる場が労使間に設けられた。こうした場は従来見られなかったものであり、その点で構造改革協議会は注目に値する。では、構造改革協議会はどのような成果を上げ、また、選手の労働条件・待遇改善とどのように関連していたのか。本稿では、プロ野球界における重要な当事者である選手に着目し、その地位の変化の一端を捉えるために、選手会によるストライキが妥結した2004年9月から、FA権取得資格が最短7年に短縮された2008年6月までの労使交渉過程、特に2005年1月から2006年11月まで5回にわたって開催された構造改革協議会の議論の実態について明らかにする⁵⁾。

本稿では主に新聞記事と野球雑誌『週刊ベースボール』（ベースボール・マガジン社）掲載の選手会による連載記事「選手会通信」を用いることとする⁶⁾。

1、第1回・第2回構造改革協議会

日本プロ野球史上初の出来事であった2004年

の選手会によるストライキは、機構側が 2005 年度の新規参入に向けて最大限努力すること、機構と選手会との間で球界の諸問題について 1 年間協議する構造改革協議会の設立などを条件に 9 月 23 日に妥結した⁷⁾。11 月 15 日、第 1 回構造改革協議会が行われる予定だったが、選手会側が古田敦也会長、石井琢朗副会長ら 5 名が出席したのに対し、機構側は「各球団の代表クラス 12 人が集まっているのだから、選手会も 12 球団の選手会長をそろえてほしい」と述べ、この日の会合を「準備会」とであると強調した⁸⁾。しかし、選手会側は「物理的に難しい」と説明し、4 人程度が出席する小委員会で問題点を洗い出すことを提案し、機構側も了承した⁹⁾。11 月 25 日に小委員会を、翌 2005 年 1 月 25 日に第 1 回構造改革協議会を開催することが決まった¹⁰⁾。これに向けて、12 月 2 日に行われた選手会大会では、メジャーリーグ (MLB) への「レンタル移籍制度」の導入を検討することが決定し、年俸の減額制限の緩和方針の確認、ドラフト会議の完全ウエーバー制 (成績逆順指名制) の導入、FA 制の見直しなどで意見交換が行われた¹¹⁾。

選手会は、機構側に 12 月末までに以下の 12 項目の議題を提案した¹²⁾。

- ①ドラフト制度の見直し
- ②国内移籍の活性化
- ③海外移籍のシステム作り
- ④選手年俸の抑制
- ⑤新規参入球団を促すためのシステム作り
- ⑥戦力外通告・退団選手に対する不備の是正
- ⑦外国人選手に関する制度
- ⑧試合形式のリーグ間統一と国際試合のあり方
- ⑨収益の分配
- ⑩球団経営状況の開示
- ⑪紛争を解決する機関の設置
- ⑫コミッショナーの役割

以上のうち、第 1 回構造改革協議会では、戦力

均衡と球団の経営収支の観点から、(1) ドラフト、(2) FA 制など選手の移籍、(3) 選手年俸の 3 項目を重点的に議論することとなった¹³⁾。これらの 3 つのうち、現行のドラフト制度を改善することで「意見が一致した」(古田) が、完全ウエーバー制の実施やこれに伴う FA 権取得期間短縮といった選手会側の意見に理解を示す球団がある一方、「戦力を集めるのは企業努力だ」とする球団もあり、「ドラフトを戦力均衡という“共存”を図る機会ととらえる球団と、スカウト活動などの“競争”の場とする球団といった立場の違いがあり、意思統一に時間がかかりそう」とであると報じられた¹⁴⁾。他方、前年の選手会大会で議論された「選手年俸の減額制限緩和や選手の『海外レンタル移籍』には議論が及ば」¹⁵⁾なかった。

第 2 回構造改革協議会は 3 月 14 日に行われた。機構側が (1) 球団経営の刷新、(2) ファン層の拡大、(3) 競技人口の拡大、(4) 制度の基本改革の 4 項目を示し、球界の中長期的な戦略をまとめた上で個別の改革議論に入ることを提案したのに対し、選手会側は理解を示したものの、「スピード感が必要」「できることから改革すべきだ」といった意見も出た¹⁶⁾。機構側はドラフトや FA、選手年俸などの改革案を 8 月をメドに作成する考えを明らかにした¹⁷⁾。

しかし機構側は、7 月 19 日のオーナー会議で、同年秋から翌年まで 2 年間の新ドラフト制度を決定した。主な変更点は、高校生のみドラフトの開催時期を例年の 11 月から 10 月に早めること、各球団 2 名まで認められていた自由獲得枠を「希望入団枠」と名称変更し、1 名までと減らすことであった¹⁸⁾。こうした変更の背景には、大学の推薦入試の時期が早まってきていることに伴う高校野球関係者の要望や、前年に発覚した新人選手への不正な金銭供与問題への対処といった側面もあった。しかし、完全ウエーバー制やスカウト活動の不正に対する罰則の明記などが実現しなかったことから、以下のような批判的な報道が相次いだ。

球団の消滅に直面、選手獲得に絡む不正な

金銭供与で3人のオーナーが退任した昨季の危機意識はどこへいったのか（略）プロの実績ゼロの新人選手への多額の投資が「企業努力」というより、不健全なカネまみれ体質を助長する、とみられている現状を直視しないと、次の2年間で費やしても「改革」ははるかに遠い¹⁹⁾

自由獲得枠の存続を求める「自由競争派」と、成績の下位チームから希望選手を指名していく完全ウェーバー（成績逆順指名）制の導入を求める「共存共栄派」の攻防²⁰⁾

「透明性」「戦力均衡」の理念は置き去りにされたままで、12球団の思惑を混ぜ合わせた折衷案に「最大公約数」という表現を球界関係者は繰り返した²¹⁾

選手会の古田会長も、以下のような批判的なコメントを残した。

自由獲得枠が2枠から1枠になっただけで、（不正防止面は）どうかと思う。不正をしたら厳罰があるという、抑止力がある監視組織をつくらないと説得力がない²²⁾

また、この日のオーナー会議では、FA制度の変更についても決定がなされた。その内容は、①選手年俸の減額制限を50%とする、②現行70人の支配下選手枠を超える「準支配下選手制度」を導入する、③外国人枠と別にアジア選手枠1名を設ける、の3条件が同年オフから実施されれば、現行9年のFA資格取得年数を、2006年オフから国内移籍に限って8年に短縮するというものであった²³⁾。

一方、選手会はその3日後、7月22日には選手会大会を開催し、ドラフト制度を含めたプロ野球の構造改革案については選手会と機構側が徹底的に話し合うことが昨年のストライキの妥結の条件となっていることから、19日のオーナー会議で承

認された事項は最終決定ではなく機構側の案に過ぎないとし、ドラフト・FA制度についての対案を作成し、8月の構造改革協議会で提示することを決定した²⁴⁾。この決定事項は、『週刊ベースボール』に連載されていた選手会の記事「選手会通信」において、以下のようにまとめられている。

ドラフト制度やFA制度はもちろんシーズン試合、リーグ構造にいたるまで、球界活性化のための理念を持った構造改革策について、選手会内での議論を踏まえた独自の構造改革案を早急に作成し、これを公表した上で、構造改革協議会に対案として提出して議論を行う²⁵⁾

オーナー会議の当日、7月19日をもって選手関係委員長を退任した千葉ロッテマリーンズの瀬戸山隆三球団代表に代わって委員長に就任した阪神タイガースの野崎勝義取締役は、選手会のこうした決定に対して、「選手会の対案は、もちろん検討する。当たり前なことだ。オーナー会議で認められる範囲なら修正も可能だろう」²⁶⁾とコメントした。

前述の「選手会通信」において、選手会は、こうした大会決定を行った理由として、構造改革協議会におけるこれまでの議論について、機構側の以下のような姿勢を挙げている。

自らの球団の有利不利にものすごく縛られた議論に終始し、当初掲げていた「プロ野球が中長期で進む方向」を見据えた理念ある改革が行われているとはいいがたいものになってしまっています。（略）また、そもそも「構造改革」と銘打っているにもかかわらず、実質的にはドラフト・FAについて議論がさかれているのみで、10年20年後のプロ野球を考えた全体の構造改革とも言えないわけです²⁷⁾

そしてこの大会において、「理念に基づいたドラフト・FA制度改革、新しいシーズン試合の形、プロ野球拡大案などについての具体案」が議論され、近日中に「選手会としての構造改革案として発表したいと考えております」としている²⁸⁾。

こうした議論を経て選手会は、まず8月19日に開催された選手会と機構側との事務協議で、ドラフトなど10数項目からなる改革案を機構側に提示した。これに対して、読売ジャイアンツの清武英利代表が「新人ドラフトもそのほかのものも、今年から対応できるものがあれば対応していきたい²⁹⁾」と述べたものの、阪神の野崎取締役は「今からの手直しは疑問。選手会には暫定案を承認してもらえない³⁰⁾」と述べ、同年からの選手会案の採用には難色を示した。

2、第3回構造改革協議会と日本プロ野球構造改革案

8月31日の第3回構造改革協議会においても、機構側は「(暫定ドラフトを)今年実施してみて、不都合があれば柔軟に対応する³¹⁾」と翌年の修正に応じる考えを示したものの、結果的には7月のオーナー会議での決定の通り、「希望入団枠」は残された。

一方、選手会はこの日の構造改革協議会で、「日本プロ野球構造改革案」³²⁾を機構側に提示し、選手会の公式ホームページにも公表した。

その内容は、「総論～中長期を見据えた改革の方向～」「各論1：制度改革～中長期を意識した当面の改革として～」「各論2：NPB〔日本野球機構〕改革～改革方法の改革～」の3つからなる。

「総論」では、「中長期にNPBが進むべき方向」として「アジア最高リーグとして、MLB〔メジャーリーグベースボール〕と対等またはそれ以上のブランド力とビジネス規模」を掲げ、そのために採用すべき方法として、「NFL〔ナショナルフットボールリーグ〕式共産主義(徹底した戦力均衡主義)」ではなく「欧州サッカー式BIGクラブ

政策(自由競争の採用)」を提案するが、「中小クラブが意欲を持ちうる状況を維持」するための補完政策も必要であるとしている。

「各論1」は「NPBが当面考えるべき3つの制度改革の柱」によって構成されている。

「柱1：試合価値の向上」の具体策としては、交流試合の2分割開催、ポストシーズンゲームの創設、試合球の統一などが挙げられている。

「柱2：自由競争化の準備」の具体策としては、当面は自由競争を排除したドラフトを行う、新人選手の契約金に制限を設けて監視機関や罰則を確立する、自前で選手を育成するユースチームの設置を促す、FA資格取得条件を緩和する、期限付き移籍制度を導入する、ポスティングシステムを廃止する、外国人枠の完全解禁はせず「アジア人枠」の創設を検討する、などが挙げられている。

「柱3：地域密着経営の奨励」の具体策としては、顧客データや球団経営のモデルケースを共有する、球団数の拡張や国内外へのリーグの拡大などが挙げられている。

「各論2」は機構の体制の改革案について述べられている。その要旨は以下のようにまとめることができる。(1) 従来3/4の賛成が必要であったオーナー会議・実行委員会での議決を多数決制にし、意思決定の前提となる情報・政策立案力を充実させるために、機構の内外に専門チームを設置する。

(2) MLBに対抗しつつ、マーケットをアジアへ拡大するために、外部から優秀な人材を登用して「NPB国際戦略室」を設置する。(3) 上記2つの体制整備の財源を確保するために、ポストシーズンの収益を拡大することによって機構の収益を増やすとともに、機構・セントラル・パシフィックの3つの事務局を統合する(三局統合)ことによって、機構の支出を減らす³³⁾。

選手会は改革案についてホームページで公表するにとどまらず、「選手会通信」での解説も行った。その回数は、『週刊ベースボール』2005年8月29日号の「Vol. 102」から2006年4月3日号の「Vol. 117」までの16回のうち14回に及んだ³⁴⁾。その

中でも特に、「Vol. 102」では、改革に最も重要なのは「理念」として、以下のように述べている。

現在の野球界には残念ながら、日本サッカー協会の川淵キャプテンのような「理念」を掲げるリーダーが存在しない状況なので、誰かがその役割を代わりに行わなければなりません。

選手会は、このような野球界の現実を受け止め、プロ野球の明日のために、「理念」のある構造改革案を提出していかなければならないと感じています³⁵⁾

また、プロ野球界をとりまく状況の大きな変化の要因を「メジャー・リーグとの交流、そして競争」として、「構造改革の大きな基本理念は、メジャー・リーグと対抗できるだけの強いリーグの構築という点に設定される必要がある」としている³⁶⁾。

3、第4・5回構造改革協議会

当初1年間という予定だった構造改革協議会は、2006年も継続された。2006年1月28日に行われた第4回構造改革協議会で選手会は、同年からのドラフトを完全ウエーバーに近い制度で行うこと、「レンタル移籍」（期限付き移籍）の導入、戦力外通告の時期を前倒しし、12球団一斉に行うこと、選手の年金規定の改善、パ・リーグの優勝チームをシーズン1位チームに改めることを要望した³⁷⁾。これらのうち、機構側はドラフト改革については、1月25日のプロ野球実行委員会³⁸⁾（以下、実行委員会）で東北楽天ゴールデンイーグルスが導入を提案したものの、情報漏えいなどの不正防止策が不十分であると懸念する声があり、継続審議となっていた³⁹⁾。これに対して選手会は情報漏えいについては問題視せず、同年から導入することを求め、2005年12月から選手会長に就

任した宮本慎也⁴⁰⁾は、「サインは変えればいいし、クセなら直せばいい」とコメントしている⁴¹⁾。

3月7日には、セ・リーグ理事会が、2004年からパ・リーグのみ行っていたプレーオフ（ポストシーズンゲーム）を、2007年から導入することで合意し、同日の実行委員会に報告した⁴²⁾。一方、実行委員会で審議された期限付き移籍の導入については、機密保持への懸念から見送られ、継続審議となった⁴³⁾。

セ・リーグが決定したプレーオフの導入に関しては、レギュラーシーズンや交流戦の試合数が球団・リーグ間及び労使間で議論となった。レギュラーシーズンを136試合としていたパ・リーグに対し、セ・リーグ理事会は現行の146試合の維持をプレーオフの導入の条件とした⁴⁴⁾。この点に関して前選手会長の古田は、プレーオフ導入には賛成したものの、試合数については「考え直した方がいい。お客さんは価値のある試合が増えることを望んでいる」と述べているが、これは選手会の見解を代表するものと考えていいだろう⁴⁵⁾。

しかし、7月13日の12球団代表者会議では、読売の代表である清武英利事業委員長からパ・リーグに、過密日程解消のために交流戦の試合数を削減する案が提示された。146試合への増加には歩み寄る姿勢を見せたパ・リーグだったが、交流戦の試合数削減には反対し、日本ハムファイターズの小島武士オーナー代行は「交流戦はぜひ現状を維持してほしい」、ロッテの瀬戸山代表は「セに歩み寄ったつもりだったので、交流戦削減といわれても何とも言えない。交流戦はファンにも支持されていると思う」とコメントした⁴⁶⁾。

選手会は7月21日に大会を行い、パ・リーグの146試合への増加を条件付きで容認することを決定した。その条件とは(1)過密日程の緩和、(2)11月の非公式試合の見直し、(3)故障者リスト制度の導入、(4)地方球場の整備、というものであった⁴⁷⁾。これらは7月27日の機構側との事務折衝で提出された⁴⁸⁾。

こうした交渉の後、プレーオフ制度は、9月4日の実行委員会で、両リーグともレギュラーシー

ズンをリーグ戦 120 試合・交流戦 24 試合の計 144 試合で統一し、同一形式のプレーオフを実施することを決定した⁴⁹⁾。パ・リーグは、年間試合数の 8 試合増加と交流戦の 12 試合削減で譲歩したのであった。なお、2007 年から導入されたこのプレーオフ制度は、「クライマックス・シリーズ」という名称がつけられて現在に至る。

しかし、パ・リーグの試合数の増加に関して選手会が要求した 4 条件については一切受け入れられなかったことから、11 月 2 日の事務折衝において、選手会長の宮本は「ファンが喜ぶなら試合増も引き受ける。ただ働きやすい場を与えてほしいとの要望に、一つも答えてくれない」と「怒りをあらわにし」たのであった⁵⁰⁾。

試合数増加の条件のひとつであった「故障者リスト制度」については、11 月 30 日の第 5 回構造改革協議会において「故障者選手特例措置」として導入することで合意に至った⁵¹⁾。前年に 145 日以上一軍登録された選手に限り、翌年に故障で登録を抹消されても 30 日間までは FA 資格取得のための登録日数に加算するが、30 日間という上限は短いという選手会の意見があり、日数については検討事項となった⁵²⁾。

4、訴訟を視野に入れた交渉へ

一方、希望入団枠の撤廃が実現しないままであったドラフト制度は、翌 2007 年 3 月にアマチュア選手に対する金銭供与が再び発覚したことを機に機構側で議論がなされ、3 月 28 日、2007 年からの希望入団枠を撤廃する根来泰周コミッショナー代行の仲裁案を 12 球団が了承した⁵³⁾。その結果、ドラフト会議の前に新人選手の入団内定を得ることができない制度となり、ドラフトにおける球団間の自由競争は制限されるとともに、新人選手の球団選択の自由もなくなることとなった。

戦力補強、戦力均衡あるいは球団経費の問題といった球団経営の観点から、ドラフトにおける自由競争の是非と選手の FA 資格取得の条件はセットで議論されることが多い。このドラフト制度改革

正の時の FA 資格取得年数に関する議論では、「現行の 9 年から 5, 6 年まで短縮したい巨人と、絶対に認めないとする広島、8 年ならいいとする阪神など、各球団で意見は分かれてい」⁵⁴⁾た。しかし、希望入団枠が撤廃されたにもかかわらず、FA 資格取得年数は 9 年に据え置かれた。これでは、2007 年のドラフト以降に入団した新人選手には球団選択の自由がない上に、移籍の自由を得るためのハードルも高い状況に置かれることになる。

選手会は 7 月 20 日の大会において、FA 資格取得年数の短縮や移籍に伴う補償金の撤廃がなされない場合、協約上の保留権の撤廃を求めて、12 球団を相手に訴訟を起こす方針を全会一致で決めた⁵⁵⁾。選手会の石渡進介顧問弁護士は「世界的にも交渉によって保留権の撤廃を勝ち取った例はなく、訴訟はある意味、避けられない選択肢」と述べた⁵⁶⁾。

この総会決議について「選手会通信」は、機構・球団側の姿勢について以下のように述べている。

選手会では「構造改革私案」など、改革への提言をたびたび行っているにもかかわらず、選手会との対話以前に 12 球団の足並みが揃わず、提言を討議する体制にならないこと、一部球団から意欲的な改革が出されてもごく少数の球団の消極的な意見だけで廃案になること、などの問題もありました⁵⁷⁾

また、訴訟も視野に入れたことについては、以下のように述べている。

もちろん交渉は継続していきますが、客観的な立場の第三者に入ってもらわない限り、進展が望めないのであればやむを得ません⁵⁸⁾

こうした選手会側の姿勢を受けて、機構側は態度を軟化させていった。翌 2008 年 3 月 16 日の協議交渉委員会⁵⁹⁾において、機構側は FA 権取得年数を国内移籍に限り 9 年から 8 年に短縮する案を

出したが、それに対して選手会は「国内 7 年」を主張し、継続審議となった⁶⁰⁾。その後、6 月 25 日の協議交渉委員会で、FA 権取得の年数が国内移籍に限り 8 年、希望球団枠が廃止された 2007 年のドラフト以降に入団した選手は高校生が 8 年、大学・社会人が 7 年に短縮されることで合意した。これに対して選手会長の宮本は「7 年という数字が出たことに対して評価したい」と述べた⁶¹⁾。

おわりに

2004 年のストライキは、12 球団制を維持し、選手の労働条件・待遇の問題にとどまらず球界の諸問題について労使が協議する場を設けるという、日本プロ野球史上に残る成果を上げた。とはいえ、依然として協約の改正はオーナー会議の承認によって行われるという、プロ野球界における意思決定の構造に変化はなく、「構造改革」は球団間の利害調整に強く左右された。さらに機構側は、選手会との協議に先立って新ドラフト制度をオーナー会議で承認し、選手会に事後承諾を迫るといった、2002 年に選手会から不当労働行為であると労働委員会に申立てられた時と同様の「不誠実な」⁶²⁾交渉姿勢を見せた。

機構側のこうした姿勢を受けて、選手会は、日本サッカー協会のように理念を持ったリーダーが、プロ野球界には不在であると認識し、「メジャー・リーグと対抗できるだけの強いリーグの構築」を基本理念とする「プロ野球構造改革案」を提起した。その内容は試合価値の向上・自由競争化の準備・地域密着経営の奨励のための当面の制度改革案や、機構の構造改革といったものであった。

選手会の改革案のうち、移籍の活性化（期限付き移籍の導入）、交流試合改革、プレーオフ改革、FA 資格取得条件の緩和、ドラフト改革については労使間で議論がなされた。FA 資格取得条件については故障者特例制度というかたちで若干の緩和がみられたものの、それはプレーオフ改革による年間試合数増加の見返りであった。そのほか、期限付き移籍については導入されず、ドラフト制

度について自由競争は排除されたものの、それはアマチュア選手に対して球団が不正な金銭供与を行ったという不祥事がきっかけであった。これら

【表 1】年俸額の推移（全球団）

年度	選手数 (名)	平均年俸 (万円)	年俸合計 (万円)	前年比 (%)
1980	682	602	410,564	
1981	680	658	447,440	9.3
1982	681	727	495,087	10.5
1983	679	814	552,706	12.0
1984	684	907	620,388	11.4
1985	677	979	662,783	7.9
1986	681	1,047	713,007	6.9
1987	687	1,106	759,822	5.6
1988	678	1,246	844,850	12.7
1989	677	1,328	899,117	6.6
1990	675	1,526	1,029,846	14.9
1991	676	1,688	1,140,799	10.6
1992	788	1,759	1,385,728	4.2
1993	774	1,963	1,519,403	11.6
1994	769	2,355	1,811,240	20.0
1995	763	2,700	2,059,949	14.6
1996	754	2,787	2,101,352	3.2
1997	743	2,908	2,160,927	4.3
1998	739	3,060	2,261,335	5.2
1999	732	3,218	2,355,785	5.2
2000	727	3,284	2,387,146	2.1
2001	734	3,389	2,487,605	3.2
2002	739	3,455	2,553,031	1.9
2003	746	3,512	2,620,086	1.6
2004	751	3,805	2,857,619	8.3
2005	752	3,743	2,814,670	-1.6
2006	743	3,751	2,786,991	0.2
2007	744	3,553	2,643,313	-5.3
2008	742	3,631	2,694,243	2.2

（注）日本プロ野球選手会公式ホームページ
（<http://jpbpa.net/research/>）をもとに筆者作成。

の議論においても、各球団の利害が強く反映され

た議論に終始し、機構側との交渉に限界を感じた選手会は、保留権撤廃について訴訟を起こす方針を大会決議したのであった。その結果、機構側の態度は軟化し、FA 権取得年数が限定的な条件ではあるが最短 7 年まで短縮された。

以上のような選手会による労使交渉過程は、「意思決定レベルでも 12 球団間の利害衝突を乗り越えるシステムが存在し」⁶³⁾ない中で、「12 球団の利害を超えることができる、12 球団にまたがる組織である選手会」⁶⁴⁾の意義と役割を明確に示すものとなった。日本プロ野球界にとって、メジャーリーグとの交流や競争がすでに不可避となる中で⁶⁵⁾、メジャーリーグに対抗し日本プロ野球を発展させるための「構造改革案」は、球団間の利害を超えた存在である選手会だからこそ打ち出せたものであり、この点で構造改革協議会は機構側に対して単なる選手の労働条件・待遇改善だけではない提案ができる場としても機能したといえるだろう。

そして「構造改革案」の実現に向けた選手会の意思がいかに強固なものであったかを示すものが、選手たちが自らの労働条件・待遇の向上以上に球界改革を優先したという事実である。【表 1】は 1980 年以降の選手会加入全選手の年俸額の推移であるが、2005 年には調査開始以来初めて、平均年俸が前年より減少した。これに対して選手会の松原徹事務局長は「契約更改の席上で年俸より球界改革を重点に話をした選手が多かったという側面もある」と述べている⁶⁶⁾。

2004 年のストライキにおいて、選手会を支えたファンに対し、ストライキ以降はホームページや「選手会通信」での情報発信に加え、交流イベントをより積極的に行うようになるが、こうした活動の実態や労使交渉への影響については、今後実証的に解明していきたい。

【注】

1) 原則として、入会は選手個人の意思に任されており、入会資格はすべての選手が有している。外国人選手であっても加入する例や、日本人選手で

あっても、1986 年 12 月に労組選手会を脱会し、1989 年 1 月に復帰したヤクルトスワローズ選手会や、1992 年に脱会した落合博満のような例も存在する。

2) 拙稿「労働組合日本プロ野球選手会の労使交渉過程—1985-1993 年を中心に—」『スポーツ史研究』第 29 号、2016 年、15-25 頁。選手会に関する先行研究については、同 16 頁を参照されたい。

3) 2004 年の球界再編問題については、日本プロ野球選手会『勝者も敗者もなく 2004 年 日本プロ野球選手会の 103 日』ぴあ、2005 年を参照。

4) 1993~2004 年における選手会の労使交渉過程については、別稿を準備中である。

5) 構造改革協議会の開催回数については、新聞報道によって筆者が確認できた分を数えたものであり、公式なものではない。

6) 選手会に関する史料の状況についても、前掲拙稿 16 頁を参照されたい。

7) 前掲『勝者も敗者もなく 2004 年 日本プロ野球選手会の 103 日』322-324 頁。

8) 「EYE 西村欣也 選手会と守旧派 溝なお」『朝日新聞』2004 年 11 月 16 日。

9) 「初会合は来年 1 月 25 日 構造改革協議会 都内で準備会」『毎日新聞』2004 年 11 月 16 日。

10) 「経営者・選手会 改革協 1 月初会合」『読売新聞』2004 年 11 月 16 日。

11) 「『海外レンタル移籍』検討 選手会定期大会 NPB に提案へ」『毎日新聞』2004 年 12 月 3 日。

12) 「プロ野球構造改革協議会スタート 活性化へ前途多難 12 球団の格差課題」『朝日新聞』2005 年 1 月 26 日。

13) 「プロ野球構造改革協初会合 7 月末にも結論『ドラフト』『FA』『年俸』軸に」『毎日新聞』2005 年 1 月 26 日。

14) 「『ドラフト改善』一致 プロ野球初会合『完全ウエーバー制』賛否」『読売新聞』2005 年 1 月 26 日。ただし、千葉ロッテマリーンズの瀬戸山隆三球団代表は記者会見で「ドラフトは現状のままでもいいという球団もある」と述べている（「プロ野球構造改革協初会合 7 月末にも結論『ドラフト』『FA』『年俸』軸に」『毎日新聞』2005 年 1 月 26 日）。

15) 「プロ野球構造改革協初会合 7 月末にも結論『ドラフト』『FA』『年俸』軸に」『毎日新聞』2005 年 1 月 26 日。

16) 「ドラフトの改革、8 月までに結論 構造改革協で確認 プロ野球」『朝日新聞』2005 年 3 月 15 日。

17) 「球団側の改革案、8 月メドに作成」『読売新聞』2005 年 3 月 15 日。

- 18) 「時時刻刻 プロ野球ドラフト改革 理念忘れた『妥協案』」『朝日新聞』2005年7月20日。
- 19) 「『カネまみれ』直視せず 完全ウエーバー 平行線」『日本経済新聞』2005年7月20日。
- 20) 「クローズアップ2005 自由競争 vs 共存共栄ドラフト改革 自由獲得枠削減 抜本的見直し先送り」『毎日新聞』2005年7月20日。
- 21) 「時時刻刻 プロ野球ドラフト改革 理念忘れた『妥協案』」『朝日新聞』2005年7月20日。
- 22) 「新ドラフトでは不正抑止力ない 選手会・古田会長」『毎日新聞』2005年7月20日。
- 23) 「ドラフト『改革』遠く 大学・社会人、自由枠1減 高校生は分離、前倒し オーナー会議承認」『日本経済新聞』2005年7月20日。
- 24) 「ドラフト改革の対案骨子を了承 来月提示へ」『毎日新聞』2005年7月23日。
- 25) 「選手会通信 vol. 101」『週刊ベースボール』2005年8月15日号、ベースボール・マガジン社、92-93頁。
- 26) 「ドラフト改革の対案骨子を了承 来月提示へ」『毎日新聞』2005年7月23日。
- 27) 前掲「選手会通信 vol. 101」。
- 28) 同上。
- 29) 「選手会がドラフト改革独自案を提示 NPBと事務協議」『読売新聞』2005年8月20日。
- 30) 「『自由枠』撤廃など提案 選手会」『毎日新聞』2005年8月20日。
- 31) 「来秋ドラフト修正も 構造協 NPB側が軟化」『毎日新聞』2005年9月1日。
- 32) 日本プロ野球選手会公式ホームページ (<http://jpbpa.net/>)。(2016年7月29日閲覧)
- 33) 三局統合には、事務効率の改善や、三局の意思決定プロセスの合理化といったメリットもあるとされた。メジャーリーグにおいても、1999年に三局統合が行われたという前例があった。
- 34) 期間中、構造改革案以外のテーマが掲載されたのは、2005年10月24日号の「Vol. 106」と同年11月21日号の「Vol. 108」の2回であった。
- 35) 「選手会通信 Vol. 102」『週刊ベースボール』2005年8月29日号、ベースボール・マガジン社、92頁。
- 36) 同上。
- 37) 「今年、完全ウエーバーを 選手会側 ドラフト軸に要望」『毎日新聞』2006年1月29日。当時、パ・リーグの優勝チームはプレーオフの勝ち抜きチームであり、レギュラーシーズンの価値についての議論があった。
- 38) セ・パ両リーグ会長と12球団代表の計14名によって構成されていた(2016年現在は12球団代表計12名)。野球協約及び統一選手契約書の改正に関する議決権を有する(ただし、重要な事項についてはオーナー会議の承認を要する)。
- 39) 「レンタル移籍 継続審議に 楽天が暫定導入案 情報漏えいに懸念」『毎日新聞』2006年1月26日。
- 40) なお、前会長の古田は、2006年からヤクルトスワローズの選手兼任監督に就任し、会長を退任した後も当初は選手会にとどまっていた。しかし、労働者の人事権を有する者が組合に参加することを禁じている労働組合法第2条に抵触する恐れがあるため、2006年2月12日に行われた組合員の更新手続きを行わず、選手会を退会した。
- 41) 「今年、完全ウエーバーを 選手会側 ドラフト軸に要望」『毎日新聞』2006年1月29日。
- 42) 「146試合維持条件に セ、来年からプレーオフ 終盤の集客テコ入れ」『日本経済新聞』2006年3月8日。
- 43) 「レンタル移籍制 今季導入見送り プロ野球実行委」『日本経済新聞』2006年3月8日。
- 44) 「146試合維持条件に セ、来年からプレーオフ 終盤の集客テコ入れ」『日本経済新聞』2006年3月8日。
- 45) 「古田監督『いいと思う』 球団現場は歓迎」『日本経済新聞』2006年3月8日。
- 46) 「ポストシーズン議論 交流戦半減など提案 パ側反発、優勝争いは譲歩」『読売新聞』2006年7月14日。
- 47) 「公式戦146試合、選手会容認へ 日程条件など緩和 プロ野球」『朝日新聞』2006年7月22日。
- 48) 「『日米野球、今年で最後に』 選手会がNPBに要求」『毎日新聞』2006年7月28日。
- 49) 「プレーオフ セ・パ同一形式に 来季から144試合制 決定」『朝日新聞』2006年9月5日。
- 50) 「プロ野球 DL制協議進まず 選手会長 PSGボイコット示唆」『毎日新聞』2006年11月3日。
- 51) 「プロ野球短信 故障者特例措置設置で合意 日本プロ野球選手会と日本プロ野球組織」『朝日新聞』2006年12月1日。
- 52) 「出場登録145日以上選手 故障抹消でもFA日数加算 球団・選手会合意」『読売新聞』2006年12月1日。
- 53) 「FA短縮など次の焦点 ドラフト改革 完全ウエーバーも」『日本経済新聞』2007年3月29日、「希望枠廃止、今秋から プロ野球ドラフト球団表明受け前倒し 1巡目重複は抽選」『朝日新聞』2007年3月29日。
- 54) 「希望枠廃止 巨人折れ 急転決着 新制度委、6球団程度で」『朝日新聞』2007年3月29日。

-
- 55) 「保留権撤廃求め提訴も 全会一致、FA 短縮などない場合 プロ野球選手会」『読売新聞』2007 年 7 月 21 日。野球協約において、球団が有する保留権は選手の移籍の自由を制限する根拠となっている（日本プロフェッショナル野球組織「日本プロフェッショナル野球協約 2007」2007 年）。
- 56) 同上。
- 57) 「選手会通信 Vol. 185」『週刊ベースボール』2007 年 8 月 6 日号、ベースボール・マガジン社、95 頁。
- 58) 同上。
- 59) 2 か月に 1 度行われることになっている通常の労使交渉のことである（前掲『勝者も敗者もなく 2004 年 日本プロ野球選手会の 103 日』74-78 頁）。
- 60) 「NPB『FA 国内 8 年』提示 選手会『7 年』堅持、回答保留 プロ野球」『読売新聞』2008 年 3 月 17 日。
- 61) 「FA 最短 7 年合意 旧球団への補償大幅軽減」『読売新聞』2008 年 6 月 26 日。
- 62) 「プロ野球労使問題 都労委に救済申立て 選手会『交渉が誠実でない』」『読売新聞』2002 年 3 月 30 日。
- 63) 「選手会通信 vol. 117」『週刊ベースボール』2006 年 4 月 3 日号、92 頁。
- 64) 同上。
- 65) メジャーリーグへ移籍する日本人選手が 1995 年以降毎年現れた。
- 66) 「年俸、初の前年割れ プロ野球 05 年調査 平均 3743 万円、1.6%減」『朝日新聞』2005 年 4 月 26 日。